資料１

山鹿市子ども・子育て支援事業計画

素案

平成 26 年 9 月

山　鹿　市

【目　　次】

第Ⅰ部　序論 1

１．計画策定の趣旨 2
（１）子育てを取り巻く背景 2
（２）計画策定の趣旨 3
（３）法的根拠 3

２．計画の概要 4
（１）計画の期間 4
（２）計画の対象 4
（３）策定体制 4

３．山鹿市の子ども・子育てを取り巻く状況 5
（１）人口・世帯等の動向 5
（２）教育・保育施設の状況 8
（３）地域子ども・子育て支援事業の状況 10
（４）ニーズ調査結果の概要 18

４．山鹿市次世代育成支援行動計画の総括 27

５．山鹿市の子ども・子育て支援施策の課題 45

第Ⅱ部　山鹿市子ども・子育て支援の基本的考え方 48

１．基本理念 49

２．基本目標 52

３．主要施策の方向 53

４．家庭・地域・事業者・行政の役割 56

第III部　事業計画 ……57

１．教育・保育提供区域の設定 …… 58

２．教育・保育の提供体制の確保 …… 59
（１）教育・保育施設の充実（需要量および確保の方策）……59
（２）教育・保育施設の一体的提供の推進……62
（３）教育・保育の質の向上……62
（４）産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保 ……62

３．地域子ども・子育て支援事業の充実 …… 63
（１）地域子ども・子育て支援事業の需要量および確保の方策 ……63
（２）地域子ども・子育て支援事業の質の向上……70

４．専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実 …… 72
（１）児童虐待防止対策の充実……72
（２）ひとり親家庭の自立支援の推進 ……73
（３）障がい児施策の充実 ……73

５．ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進 …… 74
（１）仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し……74
（２）事業主の取組の促進 ……74
（３）ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進……74

６．計画の推進体制 …… 75
（１）関係機関等との連携 ……75
（２）計画の達成状況の点検・評価……75

第Ⅰ部

序　　論

１．計画策定の趣旨

（1）子育てを取り巻く背景

我が国では、急速な少子高齢化の進行、労働人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会・経済への深刻な影響が懸念されています。子育てをめぐる状況については、近年の核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加等により、子育て支援のあり方が問われています。

また、都市部での待機児童の問題、地域の子育て力の低下、幼稚園と保育園の制度再構築の要請など、現行の制度では対応が困難な状況にあることから、抜本的な制度改革が求められています。

これを受けて、国では、子ども・子育て関連３法を制定し、平成 27 年４月から子ども・子育て支援の新制度へ移行することになりました。

関連３法と新制度の特徴等は、以下のとおりです。

子ども･子育て関連3法

- ●子ども・子育て支援法
- ●認定こども園法の一部改正法
- ●子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法

子ども･子育て支援新制度のポイント

●認定こども園制度の改善
- ・幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ

●認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

●地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点等）

●基礎自治体（市町村）が実施主体
- ・市町村が地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施

●社会全体による費用負担
- ・消費税の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提

●子ども・子育て会議の設置
- ・有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与する会議（市町村等における設置は努力義務）

（２）計画策定の趣旨

本市では、平成 17 年度からの 5 年間を実施期間とする山鹿市次世代育成支援行動計画（前期計画）「やまが子育て浪漫物語」を策定し、「かがやく次代（やまが）の未来（ひと）づくり」という基本理念のもと、「子どもを育てることは未来を育てること」として、各種の事業を推進してきました。また、平成 22 年度からの 5 年間を実施期間とする山鹿市次世代育成支援行動計画（後期計画）「やまが子育て浪漫物語Ⅱ」を策定し、子どもを「地域の宝」「社会の宝」ととらえ、子どもが心身ともに健やかに育つ社会、子どもを生み、育てることに誇りと喜びを感じることのできる社会を目指して市民、全課で取り組んできました。

平成 27 年度から始まる「子ども・子育て支援新制度」への移行に伴い、本市が策定すべき「子ども・子育て支援事業計画」の策定趣旨は、「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」ことを基本に、以下の取組を推進する計画とします。

①子ども・子育て支援の質・量を充実する
②家庭、学校、地域、職域その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育てに関心と理解を深め役割を果たす
③家庭を築き、子どもを産み育てることに誇りと喜びを持ち、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現する

（３）法的根拠

2014 年 4 月 16 日参議院本会議で可決・成立、4 月 23 日に公布された次世代育成支援対策推進法の一部改正等により、同法の有効期限が 10 年間（平成 27 年 4 月 1 日から平成 37 年 3 月 31 日まで）延長されることとなったため、同法第８条第１項に基づく「次世代育成支援行動計画」と、子ども・子育て支援法第 61 条第１項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を一体として策定します。

本計画は、市で策定されている以下の関係する各分野の計画と連携・整合を図りつつ策定します。また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に計画を進めます。

【関連計画】

●山鹿市総合計画
●山鹿市障害者福祉計画・障害福祉計画
●山鹿市地域福祉計画
●山鹿市教育基本計画
●山鹿市男女共同参画基本計画

2　計画の概要

（1）計画の期間

平成 27 年度から 31 年度までの 5 か年とします。

（2）計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、おおむね18歳までの子どもとその家庭とします。ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応を行います。

（3）策定体制

「山鹿市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、「山鹿市子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て支援法第 77 条第１項に規定する事項（子ども・子育て支援事業計画の内容や保育園等の施設の定員設定のあり方等）の審議をはじめ、具体的には、次のような点について調査審議しました。

①潜在的なものを含め教育・保育・子育ての支援ニーズが適切に把握されているか。 ②教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育園）と地域型保育事業（家庭的保育事業等）など、施設・事業のバランスのあり方、教育・保育の提供体制のあり方や目標。 ③ニーズを満たすだけの必要な地域子ども・子育て支援事業（子育て支援センター、一時預かり、延長保育、病児・病後児保育、乳児家庭全戸訪問事業、放課後児童クラブ、妊娠健診等）が計画的に盛り込まれているか。 ④事業の点検評価が実施されているか。 ⑤現行の計画について見直すべき部分はないか。

また、パブリックコメントを実施し、市民のみなさんのご意見を計画に反映することに努めました。

３．山鹿市の子ども・子育てを取り巻く状況

（１）人口・世帯等の動向

①総人口・世帯数の推移

●全国的に人口減少社会にある中で、本市の人口にも少子高齢化の影響がみられます。年少人口は平成2年の11,642人から平成22年の6,882人まで減少しているのに対し、高齢者人口は平成2年の11,922人から平成22年の17,125人まで増加しています。

●国立社会保障・人口問題研究所による５歳階級ごとの年少人口の平成 32 年までの推計人口をみると、いずれの階級も減少しており、今後も少子化は続くものと予想されます。このような中、待機児童はいないものの、保護者の就業形態の多様化など保育ニーズの質の向上に対応したきめ細かなサービスへの取組が求められています。

■総人口・年齢区分別人口の推移■

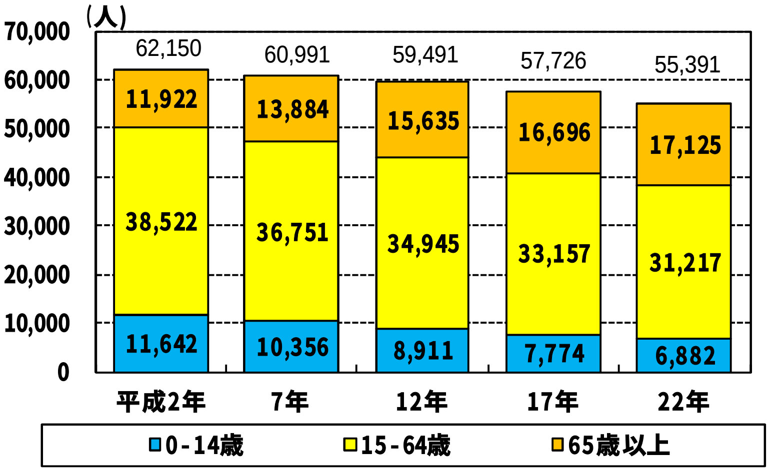

資料：国勢調査

注：総人口には年齢不詳を含んでおり、各年齢階層の人口の合計とは一致しない場合がある。

■年少人口の推移■

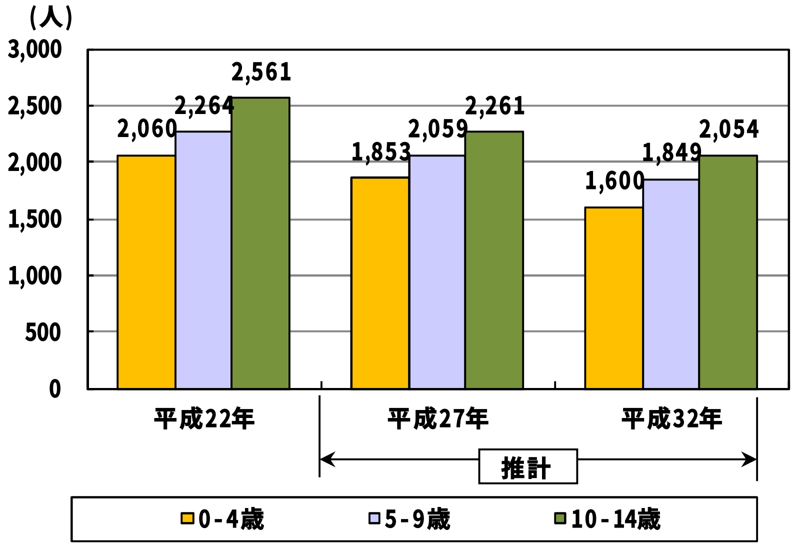

資料：日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）

②子育て世帯の推移

●ひとり親世帯の増加がみられ、保育サービスの提供とともに、就労をはじめ多様な生活支援の充実が必要です。

■ひとり親世帯の推移■

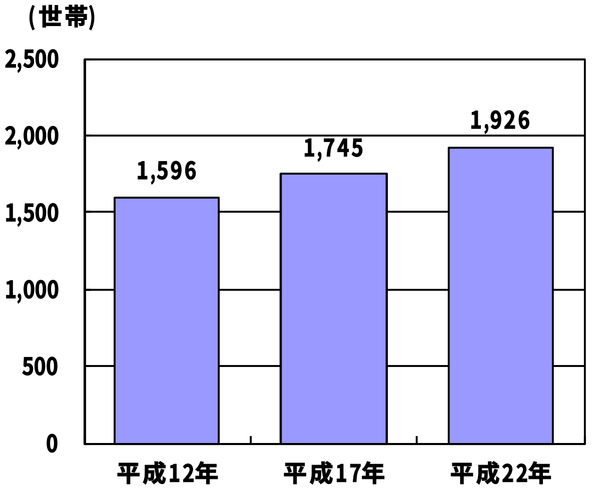

資料:国勢調査

③出生の動向

●出生数はここ５年間では相対的に減少をしています。

■出生数及び合計特殊出生率の推移■

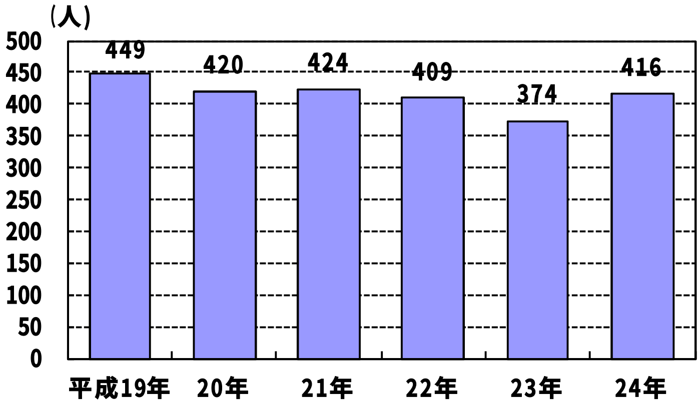

資料:熊本県衛生統計年報

④女性の就労の状況

●女性の年齢別労働力率は、H17 とH22 を比較すると、40 代前半と５０代後半を除き３０代前半～60 代前半までの労働力率が増加しており、とくに、子育て世代の中心となる 20 代後半から 30 代はいずれも、全国平均、熊本県平均を大幅に上回っており、今後も女性の就労を支援するため、家庭と職場のより一層の円滑な調整ができるように、就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実が必要です。

■女性の労働力率の推移■

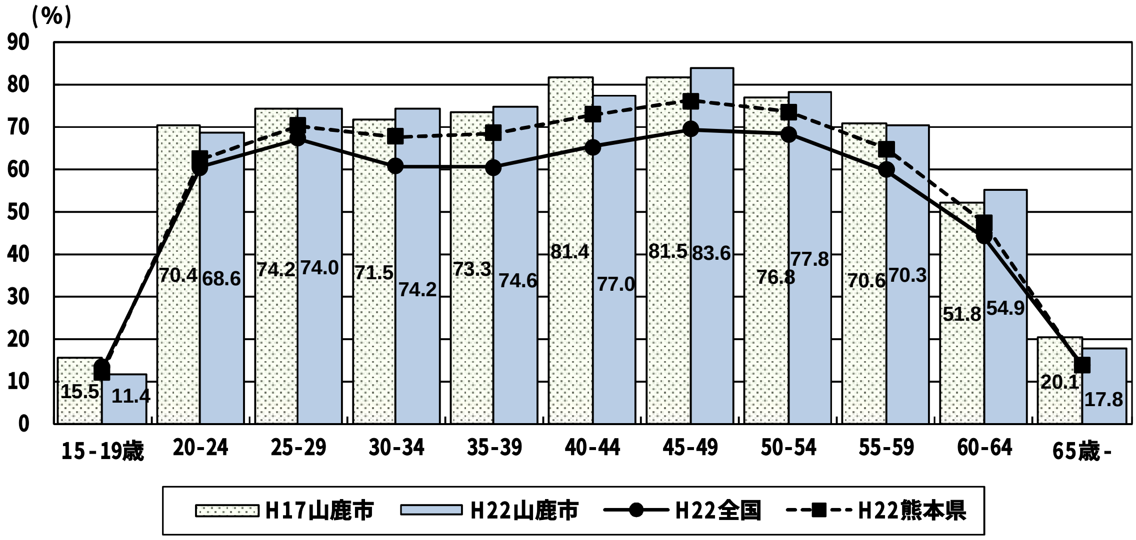

資料:国勢調査

（２）教育・保育施設の状況

①保育園の設置状況

平成 25 年度の状況として、公立の保育園 10 施設、私立の保育園 16 施設と認可外保育園 4 施設があります。定員 1,800 人に対し、入所児童数は 1,887 人で入所率は 104.8%となっています。

■山鹿市における保育園の設置状況等■

各年度 3 月 1 日現在

区分	保育園数（ｶ所）	定員数（人）	入所児童数（人）				入所率（%）
			０歳	１・２歳	３歳児～	合計	
平成 21 年度	26	1,625	149	613	1,045	1,807	111.2
平成 22 年度	26	1,690	195	589	1,034	1,818	107.6
平成 23 年度	26	1,745	212	556	1,067	1,835	105.2
平成 24 年度	26	1,770	216	571	1,041	1,828	103.3
平成 25 年度	26	1,800	228	622	1,037	1,887	104.8

注：児童数は市外からの入所者を含む。
注：年齢区分は 4 月 1 日時点の年齢で計上。

■ 開所時間■

公　立	開所時間（７：００～１８：００）：２園 開所時間（７：３０～１８：３０）：８園	私　立	開所時間（７：００～１８：００）：１３園 開所時間（７：３０～１８：３０）：３園

■保育園のサービス■

区　分	概　　　　要	実施状況
延長保育	保護者の就労形態の多様化に伴い、保育園の通常開所時間を越えて保育する事業	公立 ２ 園、法人保育園１４園で実施
一時保育	家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳児または幼児について、主に昼間において保育園等で一時的に預かりを行う事業	公立 ４ 園、法人保育園 ４ 園で実施

■認可外保育施設の状況

各年度３月1日現在（人）

施設名	23 年度	24 年度	25 年度	備　　考
杉の子保育園	28	34	33	
向坂保育園	17	16	10	
そうさん	13	13	9	中央病院院内保育所
な＆な	8	7	18	市民医療センター院内保育所
計	66	70	70	

②幼稚園

本市には公立幼稚園2園、私立幼稚園1園があります。平成25年度の入所児童数は193人となっています。

■児童数の状況

【公立】

各年度3月1日現在（ヵ所、人）

区分	施設数	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
幼稚園	3（平成 25 年より 2 園）	190	209	203	186	156

注：平成 24 年度までの入園児童数には川辺幼稚園の入園児数が含まれています

【私立】

各年度3月1日現在（ヵ所、人）

区分	施設数	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
幼稚園	1	41	34	40	39	37

■幼稚園のサービス

区　分	概　　　要	実施状況
預かり保育	保護者の要望において、保育時間終了後に実施する。	私立 1 園　公立 2 園で実施

（3）地域子ども・子育て支援事業の状況

子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて、以下の 13 事業を実施することになっています。

1.利用者支援事業【新規】
2.地域子育て支援拠点事業
3.妊婦健康診査事業
4.乳児家庭全戸訪問事業
5.養育支援訪問事業、
6.子育て短期支援事業
7.ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
8.一時預かり事業
9.延長保育事業
10.病児・病後児保育事業
11.放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
12.実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】
13.多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

このうち、2～11の事業は、現在も既に実施中であり、それぞれの事業の取組状況は以下の通りです。

①地域子育て支援拠点事業

事業内容

公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て親子の交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習等を行う事業です。

山鹿市の取組

○山鹿市では、旧市に2か所、旧町にそれぞれ１か所、山鹿市直営により地域子育て支援拠点施設を設置し様々な子育て支援の展開を行っています。

○子どもや子育てを縁とした地域住民の交流の場とするため、また、各市民センターと連携し地域の特性に応じた事業を展開していくため、鹿北・菊鹿・鹿本・鹿央子育て支援センターは市民センターや公民館、多目的研修センターに移転しました。
今後､対象年齢を0歳～18歳まで拡張し､地域の子どもの居場所を提供していきます。

○山鹿支援センターでは、保健師との連絡会議を開催し連携した訪問に力を入れています。

【25 年度実績】

利用述べ人数：24,499人

【内訳】

施設名	子育て支援センター					つどいの広場
	山鹿	鹿北	菊鹿	鹿本	鹿央	小坂
人数	5,432 人	2,194 人	3,113 人	5,217 人	4,432 人	4,111 人

②妊婦健康診査

事業内容

　妊婦の健康の保持増進を図るため、妊婦に対する健康診査を行い、14 回分の妊婦健康診査の費用を公費負担します。

山鹿市の取組

●妊婦健診のうち 14 回分を公費負担で実施しており、母子健康手帳交付時に 14 回分の妊婦健康診査受診券を交付しています。また、市独自として、精密検査券（2 回分）及び産婦健康診査受診券も併せて交付しています。

【実績】

年　度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
妊婦健康診査 実受診者数	６４１人	646 人	６３１人
妊婦健康診査 延べ受診者数	4,969 人	4,752 人	4,820 人
要精密検査 延べ受診者数	87 人	116 人	129 人
産婦健康診査 実受診者数	310 人	292 人	279 人

③乳児家庭全戸訪問事業

事業内容

　保健師等が生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問して、子育て支援に関する情報や養育環境等を把握し、育児に関する相談、助言等を行います。

　児童虐待の未然防止のための施策として期待が高く、養育支援を必要とする家庭を把握するための実施方法や人材の質の確保方策が必要です。

山鹿市の取組

●訪問を母子保健事業の要として位置づけし、生後２か月頃に乳児の全戸訪問を実施しています。育児不安を訴えるケースや家族全体をサポートすることが必要なケースが増加しており、関係機関との情報交換を行い、連携を強化しています。

【実績】

年　　度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施数	379	４２６	442

④養育支援訪問事業、その他要保護児童等の支援に資する事業

事業内容

子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要な家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。

山鹿市の取組

未熟児や多胎児のほか、若年・心身に不調のある産婦など養育支援が特に必要な家庭に、保健師が訪問し、相談・指導を行っています。また、必要に応じて栄養士や保育士等と連携し育児・家事等に関する相談・支援に繋げています。

【実績】

【平成 25 年度】

フォロー家族：45 件

⑤子育て短期支援事業

事業内容

【短期入所生活援助事業（ショートステイ事業)】

保護者の疾病や仕事等の理由で、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、または育児不安や育児疲れなど身体的・精神的負担の軽減が必要となった場合、又は保護者による児童に対する虐待、配偶者からの暴力その他の経済的な理由により、緊急で一時的に児童又は母等を保護することが必要な場合に、児童養護施設等で一時的に預かります。

【夜間養護等事業（トワイライト事業)】

保護者が仕事等の理由で、平日の夜間や休日に不在になることで家庭において児童を養育することが困難になった場合、その他緊急の場合に、児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行います。

山鹿市の取組

- ●保護者の疾病等で一時的に保育が困難な場合、養護施設等で、一定期間養育・保護を行っています。
- ●市内 2、市外 3 の児童養護施設に委託して実施しています。

【実績】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ショートステイ延べ児童利用数	74 人	6 9 人	58 人
トワイライトステイ延べ児童利用数	152 人	52 人	67 人

⑥ファミリー・サポート・センター事業

事業内容

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

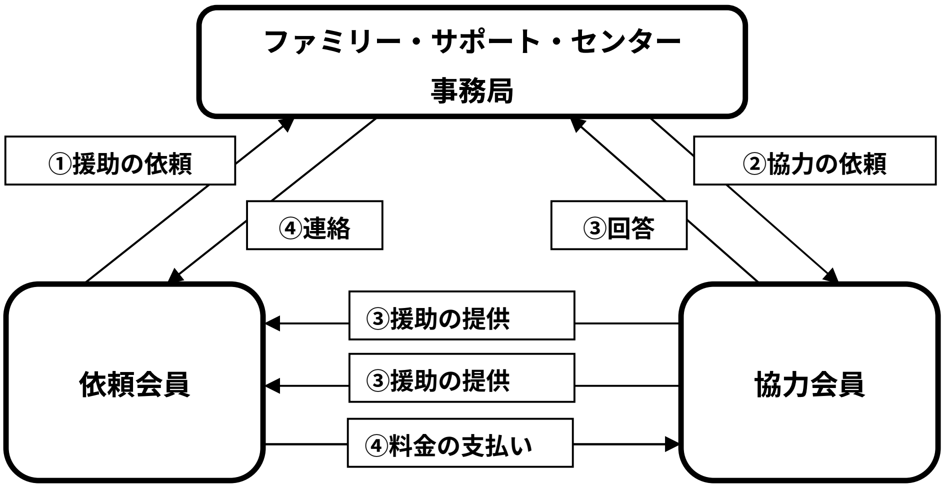

【相互援助活動の例】

・保育施設、放課後児童クラブまでの子どもの送迎
・保育施設、放課後児童クラブの保育時間以外の子どもの預かり
・保護者の疾病、冠婚葬祭、学校行事等の際の子どもの預かり

山鹿市の取組

●山鹿市に在住か勤務している生後６ヶ月から小学校の子どものいる方（依頼会員）が、山鹿市在住の自宅で子どもを預かれる方（協力会員）に相互援助をしてもらう活動を行っています。
●平成 15 年より、社会福祉協議会に委託して事業を行っています。
●保育園の送迎や学童クラブのお迎えとしての利用が多くなっています。

【実績】

	援助会員	依頼会員	両方会員	会員合計	活動件数
平成 23 年度	98 人	167 人	30 人	295 人	642 件
平成 24 年度	102 人	170 人	31 人	303 人	385 件
平成 25 年度	111 人	166 人	29 人	306 人	355 件

⑦一時預かり事業

事業内容

保育園や幼稚園に入園していない乳児又は幼児で、保護者の病気、入院、災害、事故、育児疲れの解消などの理由で、緊急・一時的に預かる保育のことです。

山鹿市の取組

●平成 26 年度からは公立保育園 4 園、法人保育園 4 園で一時預かり事業を実施しています。

【実績】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ利用者数	1,185 人	1,104 人	1,508 人

⑧延長保育事業

事業内容

入園している子どもの保護者の就労時間、通勤時間等やむを得ない理由で、保育時間の延長が必要な児童に対し、11 時間の開園時間をさらに 30 分以上越えて行う保育のことです。

山鹿市の取組

●公立 2 園、法人保育園１４園で延長保育を実施しています。

【実績】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数（実数）	455 人	464 人	461 人

⑨病児・病後児保育事業

事業内容

　子どもが感染症などの病気にかかり保育園に行くことが出来ず、保護者も仕事などのために休めない時に、保育園等に併設された専用のスペースで保育士、看護師等が一時的に保育を行う事業です。

山鹿市の取組

●山鹿市に居住又は勤務場所を有する保護者にあって、保育園に在籍、又は小学校低学年の児童が、病気の「回復期」にあり集団生活が困難で、かつ保護者が勤務の都合上やむを得ない理由により、家庭での保育ができない児童を対象として病後児保育事業を実施しています。

。

実施施設数　：　１か所

【実績】

	23 年度	24 年度	25 年度
年間延べ利用児童数	657 人	529 人	791 人

⑩放課後児童クラブ事業

事業内容

保護者が労働等により昼間家庭にいない、おおむね 10 歳未満の小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

山鹿市の取組

- 平成 25 年度は 14 クラブに委託して事業を実施しました。平成 26 年 4 月には、稲田小学校区に「稲田っ子学童クラブ」が新たに開設されました。
- 放課後児童クラブにおいて、障がい児の受け入れを行うため、指導員を対象とした研修会を開催しています。

【実績】

放課後児童クラブ登録者数	23 年度	24 年度	25 年度
遊友クラブ（山鹿小）	58	50	60
かしの木クラブ（山鹿小）	39	36	44
つくしクラブ（米田小）	16	20	29
クラブかわべっ子（山鹿小）	15	16	22
カンガルークラブ（八幡小）	41	43	41
なのはなクラブ（平小城）	19	19	25
ひまわりクラブ（三岳小）	30	21	20
タンポポクラブ（三玉小）	34	28	27
らっこクラブ（大道小）	40	33	32
鹿北放課後児童クラブ（鹿北小）	30	36	25
あんずっ子クラブ（六郷小）	46	45	45
あしたばクラブ（内田小・城北小）	28	27	25
鹿本町放課後児童クラブ（来民小）	41	40	58
かおう児童クラブ（米野岳小・千田小・山内小）	30	38	49
合計	467	452	502

注：各年度 5 月 1 日時点の登録児童数（人）

（4）ニーズ調査結果の概要

①調査の概要

■調査の目的

国において平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、基礎自治体である市町村に「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけけされました。

これを受けて、平成 27 年度を初年度とする『山鹿市子ども・子育て支援事業計画』の策定に向けて、市民の子育て支援に関する生活実態やご要望・ご意見などを把握するために、「山鹿市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

■調査実施方法

調査は、以下の方法により実施しました。

区　分	就学前児童調査	小学生調査
1.調査対象者と抽出方法	山鹿市に居住する 0 歳から 5 歳までの小学校入学前児童から無作為抽出	山鹿市に居住する小学 1 年生～4 年生から無作為抽出
2.調査方法	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収
3.調査期間	平成 25 年 12 月 ～平成 26 年 1 月	平成 25 年 12 月 ～平成 26 年 1 月
4.回収状況	配布数　1,200 回収数　543 回収率　45.3%	発送数　800 回収数　384 回収率　48.0%

■集計にあたっての注意点

グラフは、パーセントで示しています。

グラフ中に表示している「n」は、パーセントを計算するときの母数となるサンプル数（回答者数）を示しています。

算出されたパーセントは、小数点第二位を四捨五入して、小数点第一位までの表示としているため、その合計が必ずしも 100.0%にならない場合もあります。

また、複数回答で質問している調査項目においては、その合計は 100.0%を超えます。

②調査結果

[就学前児童調査]

■母親・父親の就労状況

母親の就労状況については、「フルタイムで就労している」が 37.2%で最も高く、ついで、「パート・アルバイト等で就労している」が 30.7%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 18.0%となっています。また、フルタイム就労者の母親の１週当たり就労日数については、「5 日」が 55.5%で最も高く、ついで「6 日」が 30.5%、「7 日」が 4.5%と続いています。父親は、「フルタイムで就労している」が 93.5%でほとんどを占めています。また、フルタイム就労者の父親の１週当たり就労日数については、「5 日」が 44.6%で最も高く、ついで「6 日」が 41.6%、「7 日」が 5.5%と続いています。

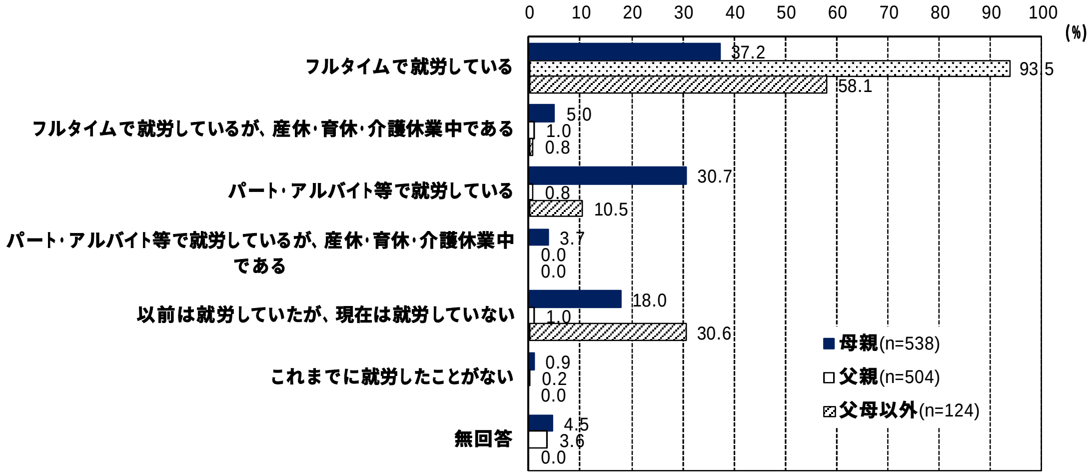

■母親のフルタイムへの転換希望

母親のフルタイムへの転換希望については、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が 47.6%で最も高く、ついで、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が 29.2%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が 13.0%となっています。

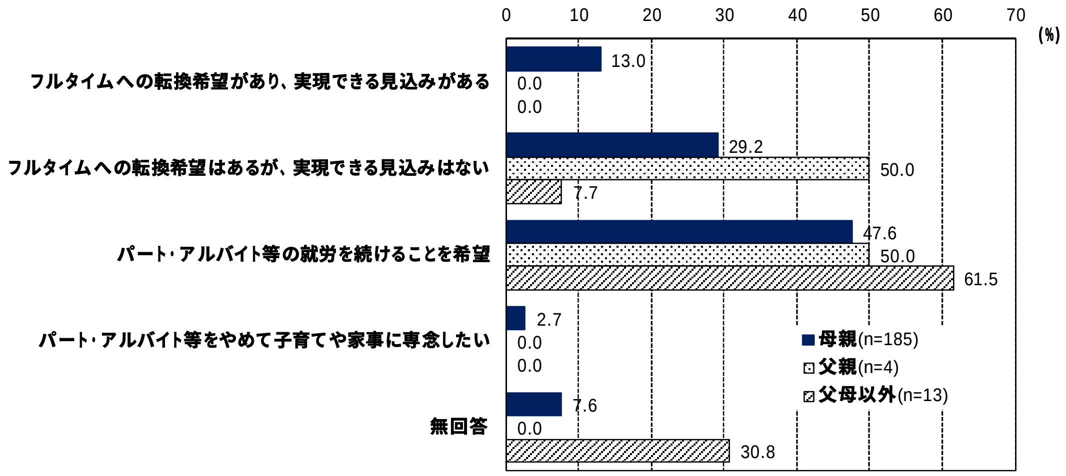

■現在就労していない母親の就労意向

現在就労していない母親の就労意向をみると、「1年より先、一番下の子どもがある程度の年齢になったら就労したい」が 40.2%、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が 36.3%と、全体の就労意向は 7 割を超えており、就労意欲が強くなっています。

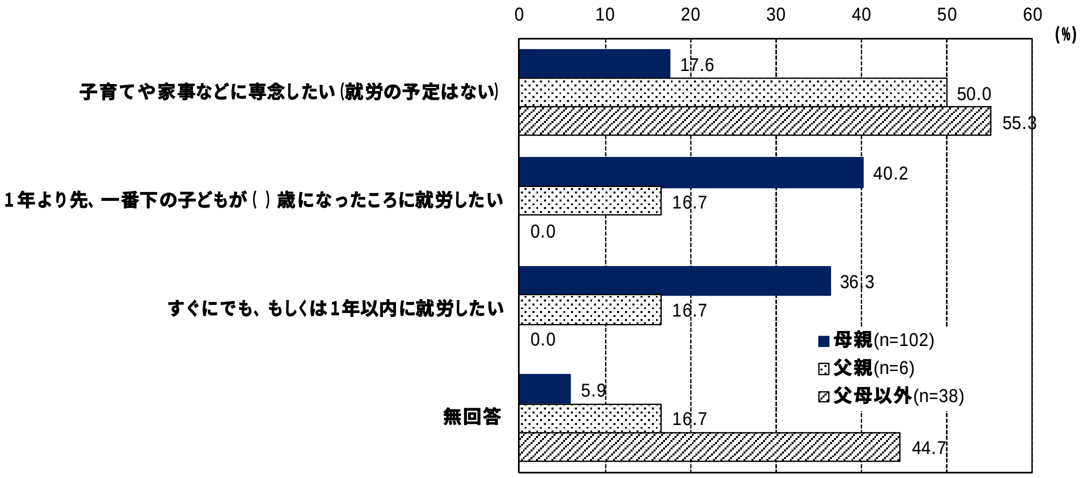

■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

現在、何らかの教育・保育サービスを利用している人は、83.1%で、利用している教育・保育サービスとしては、「認可保育所」が 65.9%、ついで、「幼稚園」が 13.6%で、この 2 項目で大半を占めています。

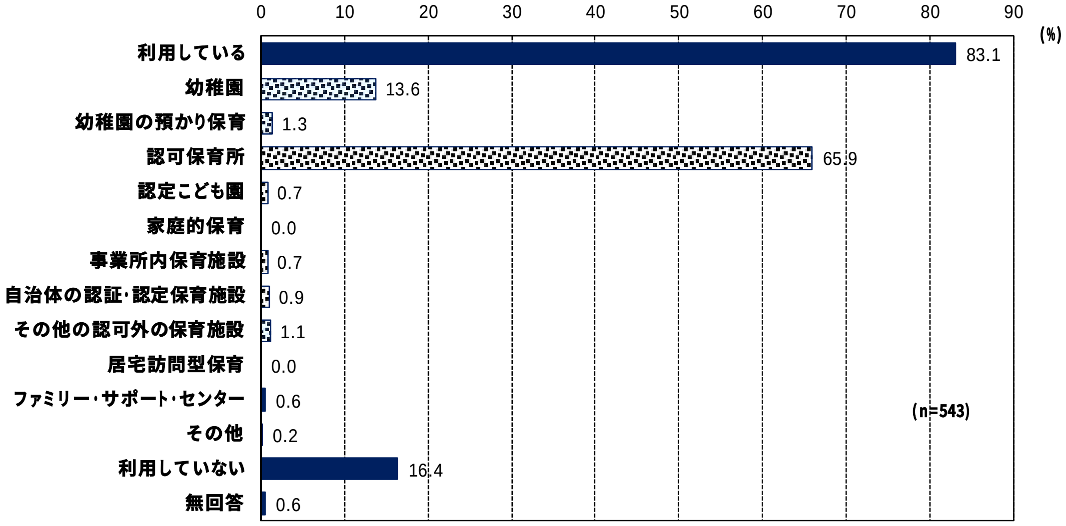

■今後の平日の定期的な教育・保育事業の利用希望

今後利用したい保育サービスをみると、「認可保育所」が 57.6%(現在 79.4%)で最も多く、ついで、「幼稚園」の 21.0%(現在 16.4%)、以下「認定こども園」の 16.0%(現在 0.9%)、「幼稚園の預かり保育」の 14.4%(現在 1.6%)となっており、相対的に「認定こども園」「幼稚園の預かり保育」の利用希望が増えています。

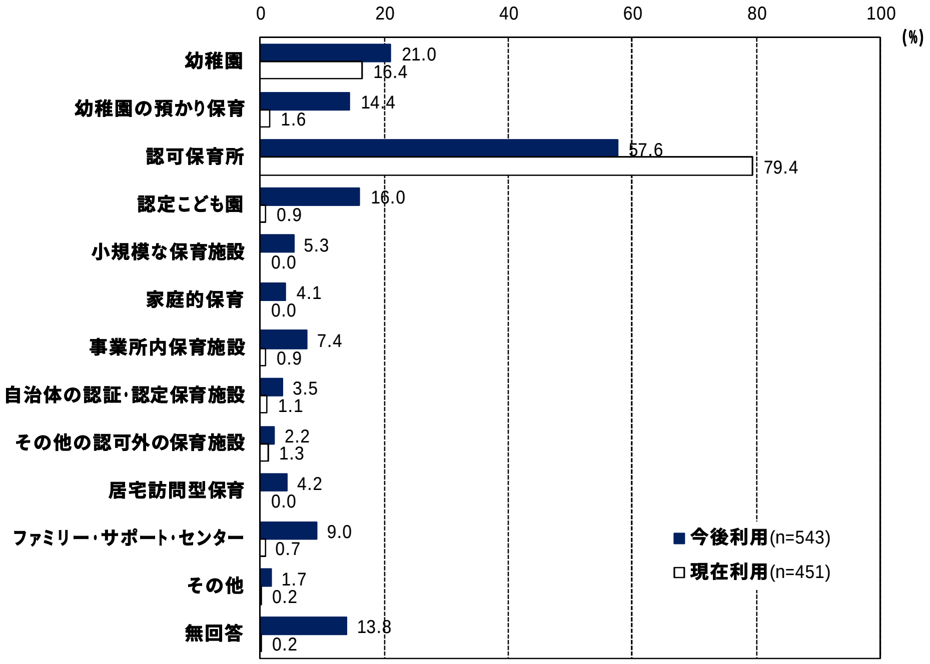

■病児・病後児保育の利用希望

父親または母親が仕事を休んで対処した家庭の病児・病後児保育の利用意向については、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したかった」が 33.3%あり、「利用したいとは思わなかった」が 62.7%となっています。

病児・病後児保育の利用を希望したいとは思わない人が 6 割を超えていますが、利用を希望する人が 3 割強となっています。

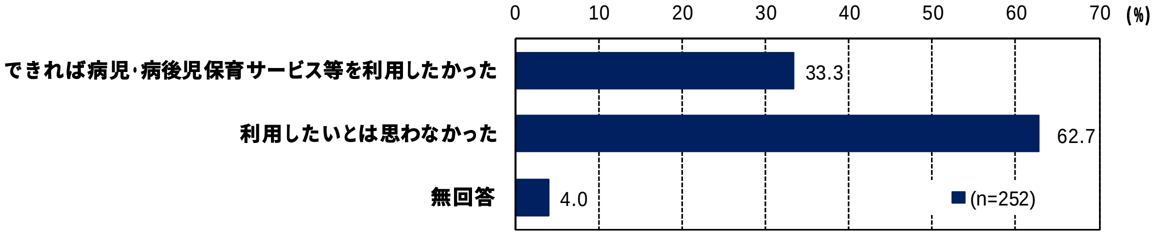

■一時預かりの利用希望

私用、保護者の通院、就労等の目的で、事業を利用する必要があるかどうかについては、「利用したい」が 38.7%となっており、預けたい理由としては、「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」と「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や保護者の通院など」が 24.3%、「臨時的な就労」が 11.6%などとなっています。

なお、「利用する必要はない」が 51.2%となっています。

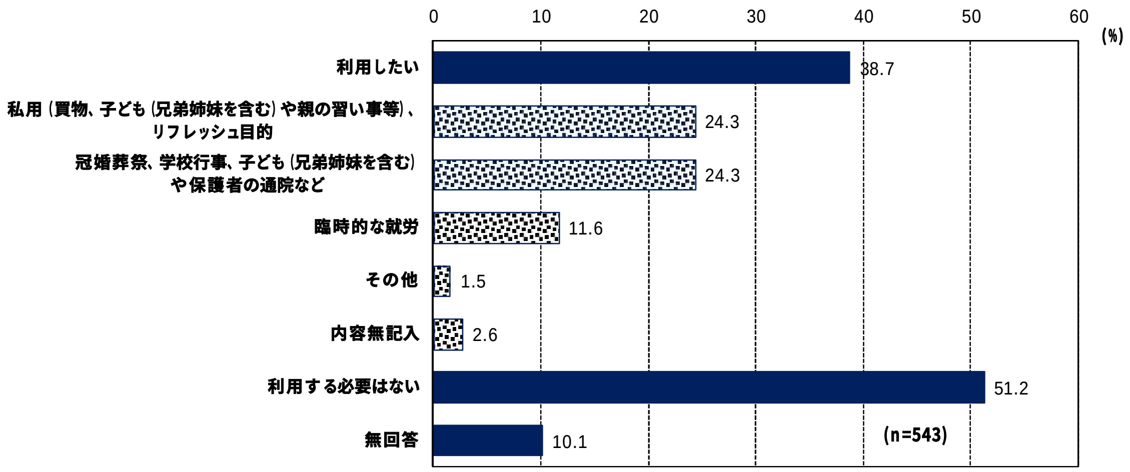

■育児休業制度の利用状況

子どもが生まれた時の母親、父親、父母以外の育児休業制度の利用経験については、母親では「働いていなかった」が 43.3%で最も高く、ついで、「取得した（取得中である）」が 29.7%、「取得していない」が 23.6%の順になっています。一方、父親では「取得していない」が 78.6%で大半を占めています。

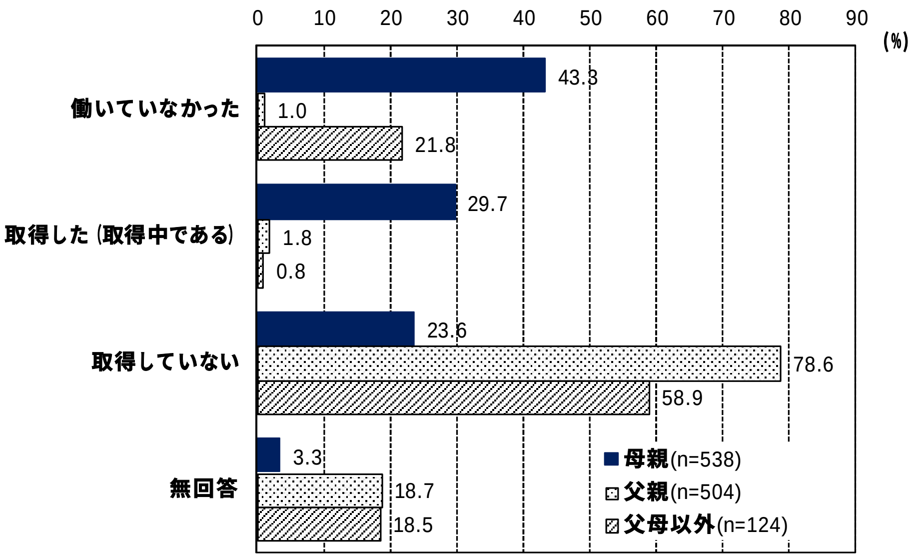

■放課後（平日）過ごさせたい場所（４歳～５歳児を対象とした調査）

小学校低学年（１～３年生）のうちは、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うかについては、「自宅」が 47.2%と最も高く、ついで、「放課後児童クラブ(学童保育)」が 34.7%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が 18.8%、「祖父母宅や友人・知人宅」が 14.2%、「放課後子ども教室」が 9.1%と続いています。

小学校高学年（４～６年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うかについては、「自宅」が 61.9%と最も高く、ついで、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が 35.8%、「祖父母宅や友人・知人宅」が 19.9%、「放課後児童クラブ(学童保育)」が 11.4%と続いています。

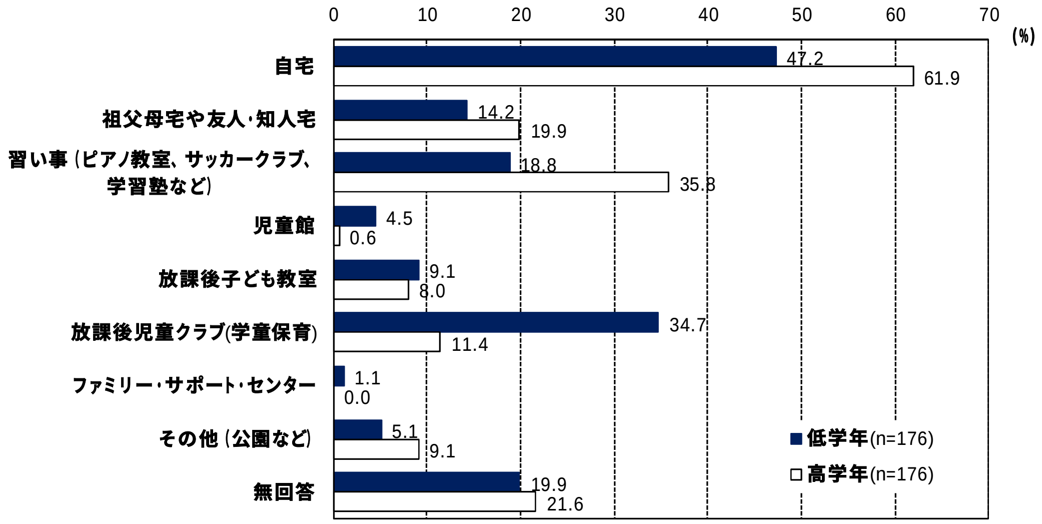

■放課後児童クラブの授業日以外の利用意向

土曜日、日曜日・祝日、夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中、放課後児童クラブの利用希望については、土曜日では「低学年（１～３年生）の間は利用したい」が 31.7%、「高学年（４～６年生）になっても利用したい」が 15.9%となっており、反面、「利用する必要はない」が 27.0%となっています

日曜日・祝日では「低学年（１～３年生）の間は利用したい」が 9.5%、「高学年（４～６年生）になっても利用したい」が 6.3%となっており、反面、「利用する必要はない」が 58.7%と大半を占めています。

夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中では「低学年（１～３年生）の間は利用したい」が 52.4%、「高学年（４～６年生）になっても利用したい」が 23.8%となっており、反面、「利用する必要はない」が 1.6%となっています。

夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望が多く、日曜日・祝日の放課後児童クラブの利用希望は少なくなっています。

（１）土曜日

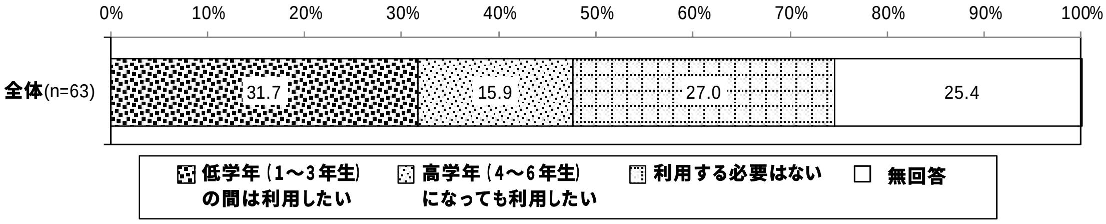

（２）日曜日・祝日

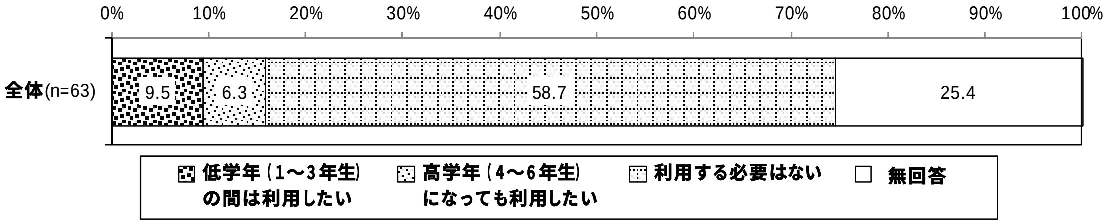

（３）夏休みや冬休みなど長期の休暇期間中

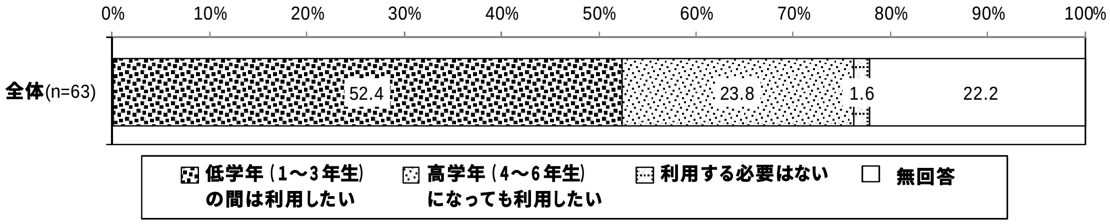

［小学生児童調査］

■放課後児童クラブの利用意向

放課後児童クラブの利用意向のうち、平日については、「利用したい」が 25.0%、「利用する必要はない」が 71.6%となっています。土曜日については、「利用したい」が 10.7%、「利用する必要はない」が 85.2%となっています。夏休みや冬休みなど長期の休暇期間中については、「利用したい」が 38.0%、「利用する必要はない」が 57.0%となっています。

小学校高学年（４～６年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うかについては、「自宅」が 73.4%と最も高く、ついで、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が 40.9%、「祖父母宅や友人・知人宅」が 16.7%、「放課後子ども教室」が 15.1%、「放課後児童クラブ(学童保育)」が 10.4%と続いています。

今後の土曜日、日曜日・祝日等の学童保育所の利用意向については、土曜日では、「利用したい」は 32.5%、「利用する必要はない」は 55.0%となっています。

日曜・祝日では、「利用したい」は 10.0%、「利用する必要はない」は 80.0%となっています。

夏休みや冬休みなど長期の休暇期間中では、「利用したい」は 91.1%、「利用する必要はない」は 4.4%となっています。

（1）平日

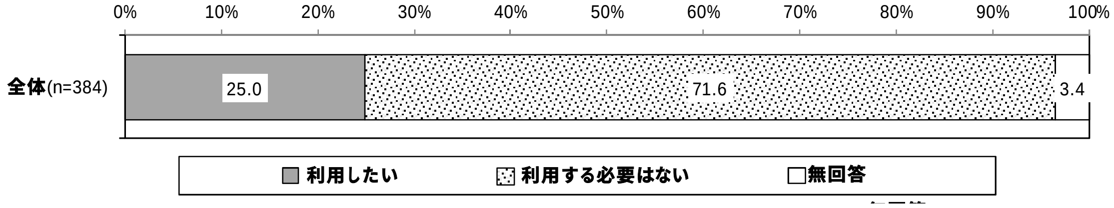

（2）土曜日

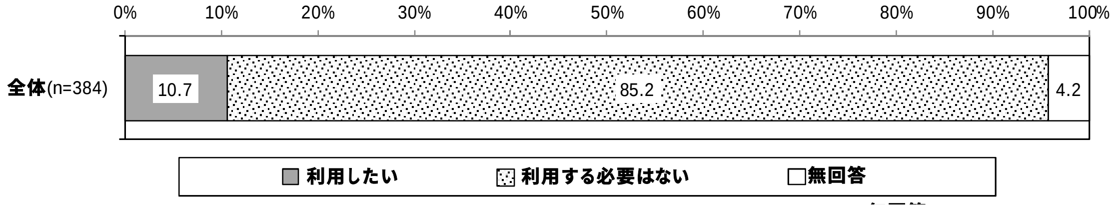

（3）夏休みや冬休みなど長期の休暇期間中

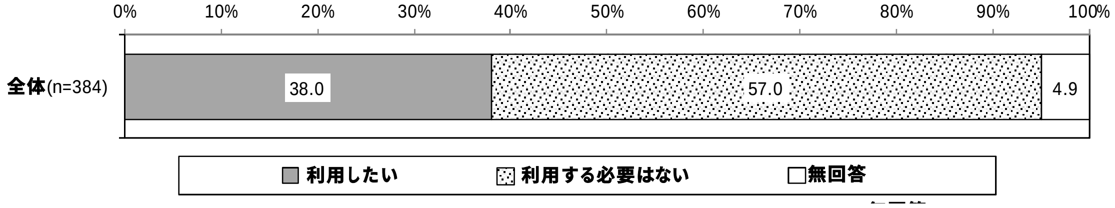

【高学年になったときの放課後（平日）過ごさせたい場所】

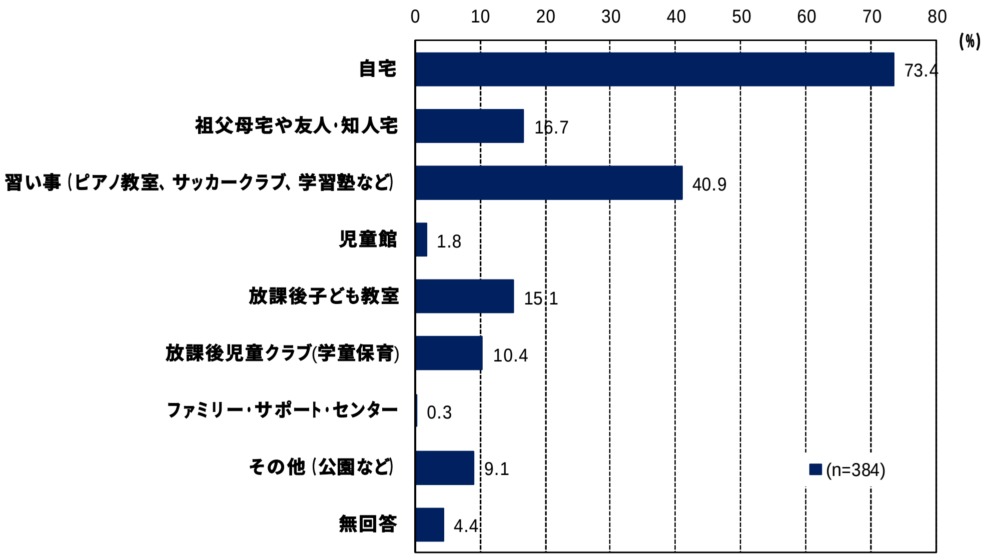

【高学年になったときの授業日以外の利用希望】

（１）土曜日

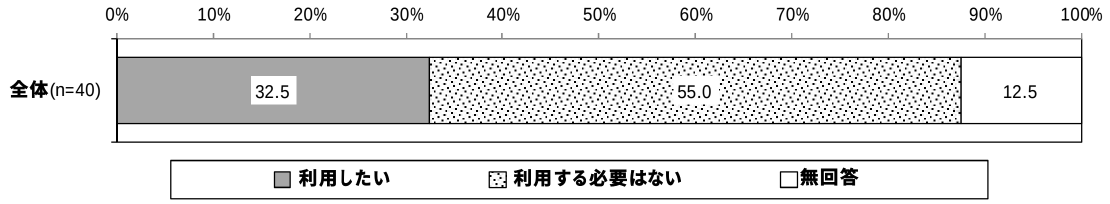

（２）日曜・祝日

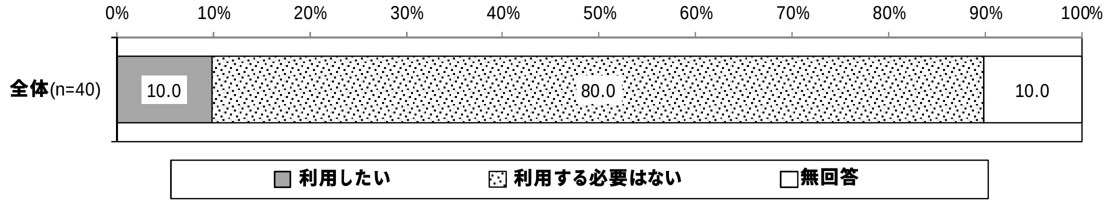

（３）夏休みや冬休みなど長期の休暇期間中

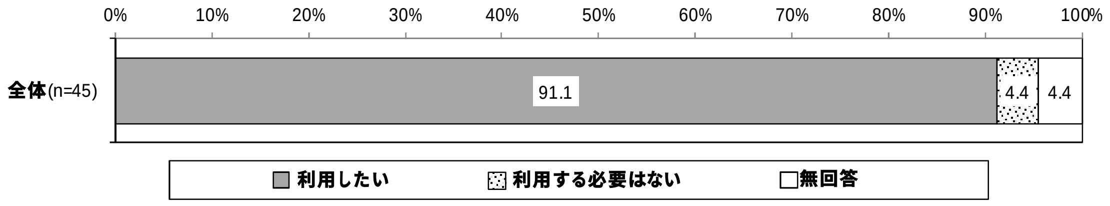

４．山鹿市次世代育成支援行動計画の総括

編集中

5．山鹿市の子ども・子育て支援施策の課題

（1）人口・世帯の動向及び女性の就労状況と子育て支援の充実

●全国的に人口減少社会にある中で、本市の人口にも少子高齢化の影響がみられます。また、ひとり親世帯の増加がみられ、保育サービスの提供とともに、多様な生活支援の充実が必要となっています。

●本市の女性の年齢別労働力率は、子育て世代の中心となる 20 代後半から 30 代はいずれも、全国平均、熊本県平均を大幅に上回っており、保護者の就業形態の多様化など保育ニーズの質の向上に対応したきめ細かなサービスへの取組が必要となっています。

（2）教育・保育施設の充実

●ニーズ調査では現在の教育・保育事業の利用状況は「認可保育所」が圧倒的に多くなっています。今後の利用希望では、「認可保育所」に加えて「幼稚園」のニーズも多くなっています。また、新制度で核となる「認定こども園」や「幼稚園の預かり保育」などのニーズも「認可保育所」と「幼稚園」に続いて多く、ニーズ量に見合うだけの質・量両面での事業量の確保が必要となっています。

●そのためには、既存施設における施設・設備の充実とともに、教諭や保育士の技術・技能を含む質の向上とともに、ニーズ量に見合う人材の確保も大きな課題となっています。

●併せて、個々の幼児・児童の体質に合わせた食事等への配慮のための設備や専門の人材の確保等も課題となっています。

（3）地域における子ども・子育て支援の充実

●延長保育は市内の 16 箇所の保育園で実施していますが、就労形態が多様化しているなか、保護者のニーズに対応したサービスが求められています。

●ニーズ調査では一時預かり事業や病児・病後児保育事業などに対する就学前保護者のニーズはともに 3 割を超え比較的多く、地域における子ども・子育て支援の中では重要な事業であり、ニーズにあった事業内容の充実を図る必要があります。

●ショートステイ・トワイライトステイ事業については、児童養護施設に委託して実施していますが、子育て支援の一環として緊急時の対応も含めて事業を継続していくとともに、制度周知を図る必要があります。

●地域子育て支援拠点事業については、ひろば型 1 か所、センター型 5 か所で実施していますが、鹿北・菊鹿・鹿本・鹿央子育て支援センターは、それぞれ市民センターや併設した公的施設に移転を終えており、今後は、子ども・子育て支援の地域拠点として 0 歳からおおむね 18 歳までの子ども・若者を対象とした取組が求められます。

山鹿子育て支援センターは「子ども総合相談窓口」とともに、山鹿市の子ども・子育て支援施策を総体的に推進する総合拠点施設の一部として機能していくため、利用者支援事業を実施するとともに、総合拠点の設置場所等の検討が求められています。

●ファミリー・サポート・センター事業については、社会福祉協議会に委託して事業を行っていますが、安心と温もりのある子育て支援の一つとして事業周知を行うとともに、会員登録の増加を図る必要があります。

●放課後児童対策（放課後児童クラブ等）については、山鹿市独自のガイドラインを設け、質の向上を図るとともに、障がい児受け入れを行うため、職員の専門性の向上を目的とした研修への参加を呼びかける必要があります。

●国が示す放課後子ども総合プランでは、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施、放課後児童クラブ・放課後子ども教室に従事する者等の確保及び質の向上、地域の実情に応じた研修実施方法等、教育委員会と福祉部局との連携による放課後のサービスの充実が求められています。

●国が示す健やか親子 21（第二次）では、妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実、学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実、子どもの健やかな成長を見守る地域づくりなどが求められています。

●子ども・子育て支援新制度において、子育て支援事業従事者等人材の確保と資質の向上、地域への貢献を希望する高齢者や育児経験豊かな主婦等を中心とした人材の養成など、地域人材の効果的な活用が求められています。

●結婚・妊娠・出産に関する希望の実現のため、ライフステージの各段階や地域の実情に応じたきめ細かい支援を展開し、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援体制を構築することが求められています。

●喜びと誇りをもって子育てを行うために、妊娠前から出産・育児に至るそれぞれのステージに応じて、子育て支援の情報や相談事業の周知徹底を図るとともに、悩みや不安に応えられる支援のあり方を検討する必要があります。

●各種子育て情報等の発信については、従来のホームページやパンフレット等のほか、スマートフォン等携帯端末に対応したページ作りも視野に入れ、より気軽に利用できる環境づくりを検討する必要があります。

●地域で子育てを支援するため、市、小中学校や保育園・幼稚園、ＰＴＡ・家庭などが連携し、市全体で子ども達を守っていく体制をつくることが必要となっています。

（4）専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

●「子ども総合相談窓口による相談対応」「虐待・いじめ等の相談対応」「児童の権利に関する条約の普及」「人権尊重の意識づくり」などの子どもの人権を守る仕組みづくりを進めてきましたが、これら諸事業の周知徹底を通して、地域や保護者が情報共有できる環境づくりが必要です。

●社会的養護については、保護者に監護させることが適当ではない子ども、虐待を受けた子どもに対しては、山鹿市虐待・暴力防止ネットワークの中で、教育・保育現場、健康増進課、子ども課、福祉課等と連携した対応、また、児童養護施設等と連携した支援と対応が求められます。また、DV 被害の母子等への対応としては、母子生活支援施設、福祉事務所、児童相談所、婦人相談員等と連携を図る必要があります。

●ひとり親家庭については、「母子家庭等医療費助成事業」「児童扶養手当の支給」「母子寡婦資金の貸付け」等の経済的支援を中心とした取組が充実してきており、新制度における多様な教育・保育事業の提供と併せ、制度周知等も含め事業の継続実施が必要です。

●障がいのある子どもの健やかな成長を支援するため、また、特別支援を要する児童の増

加が予想されることから特別支援教育・障がい児保育のあり方の検討を、関係機関と連携して取り組む必要があります。また、学童保育への障がい児の受け入れのための環境整備を進める必要があります。

(5) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

●就学前児童での「育児休業制度」の利用をみると、母親利用 29.7%、父親利用 1.8%となっており、男女での取得状況の差は依然として大きく、母親、父親ともに利用できるような環境を整備する必要があります。

●子育てをしながら就労している人を支援するため、企業に対する子育てがしやすい環境づくりの要請やそのための支援等、「ワーク・ライフ・バランス」を達成するための取組を進める必要があります。

●父親の育児参加を進めていくために、子育てに参加するためのきっかけとなるようなイベントや講座を設け、今後とも、企業等の協力のもと、父親への支援の充実を図る必要があります。

(6) 安全・安心な子育て環境の充実

●今後、重要と考えられる施策として、安全・安心な子育て環境においては、交通安全対策や防犯対策は欠かせない取組であり、現在実施されている交通安全指導や交通安全教室等の継続実施、歩行者にやさしい道路整備など事業の充実を図る必要があります。

(7) 青少年の健全育成の充実

●青少年が健全に育ち非行がない明るい社会を築くために、講演会や街頭啓発及びキャンペーンを継続して行う必要があります。

●山鹿市青少年センターの環境浄化活動として、青少年の健全育成にとって影響があると思われる店舗へ、青少年育成センター推進員が立入を行うことへの協力依頼を行い、地域全体で環境浄化に取り組む必要があります。

●防犯のための地域の様々な連携も含め、子どもを加害者にさせないため、または被害にあわないための地域のネットワークづくりの推進や防犯意識の向上を図る必要があります。

第Ⅱ部

山鹿市子ども･子育て支援の
基本的考え方

１．基本理念

●以下の国の「基本指針案」における「子ども・子育て支援の意義」や「次世代育成支援山鹿市行動計画（後期計画）」の基本理念等を踏まえ、本計画への基本的なビジョンを明確にします。

【国の基本指針より】

子ども・子育て支援新制度は、急速な少子化の進行、家庭や地域を取り巻く環境の変化に対応し、子どもや保護者に必要な支援を行うことで一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的としています。

子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により、社会的な支援が必要な子どもやその家族を含め、子どもの生存と発達が等しく保障されるよう、良質で適切な支援の内容や水準が必要です。

子どもの成長においては、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって育まれることができる環境を整備することが、社会全体の責任です。

子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動し、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。

子ども・子育て支援は、以上のような考えをもとに、保護者が子育ての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援していくことを目指しています。

●国の「基本指針案」を踏まえ、本市の基本理念を考える上で前提となる留意点は以下のとおりです。

◆本市がめざす都市将来像との整合性を図る必要があります。

◆子育ての第一義的な責任は保護者にあることを前提として、保護者が親として自覚し成長することを地域全体で支援する必要があります。また、親が本市で子どもを産み育てることに生きがいを感じ、楽しみながら子育てができる環境づくりを進める必要があります。

◆子育て家庭の「支え」となり、社会全体が子育てを温かく応援する体制づくりを進めるため、家族、隣近所などの地域、行政、企業等がそれぞれの役割を果たす必要があります。

●このような前提となる留意点をもとに、以下の基本理念を設定します。（現次世代育成支援行動計画（後期計画）の基本理念を継承します。）

基本理念

子どもの育ちは山鹿の希望
子どもに夢を　子育てに温もりを

○希望を語ること、それは、将来の夢実現に向けての第一歩
○子育てはみんなでが担うもの。子育てにやすらぎと温もりを

我が国における急激な少子化の進行や家庭や地域を取り巻く環境の変化の中で、一人ひとりの子どもが健やかに成長し、いきいきとした子育てが営める社会を実現することが求められています。

子どもは社会の希望であり、未来を創る力です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、次代の担い手として、これからの社会と歴史・文化を創造していくということにもつながります。

山鹿市においては、次世代育成支援行動計画の中で、「子どもを育てることは未来を育てること」と位置づけ、「子育ては浪漫」であり、みんなの夢を実現するものとして、子育て支援を推進してきました。

地域のあらゆる人々の支援と温かい眼差しに見守られ、子どもが「自分は大切な存在であること」を自覚し、未来の夢に向かって歩んでいって欲しいという願いは時代が変わろうとも揺るぐものではありません。

平成 27 年度より施行される「子ども・子育て事業計画」においても、子どもに対する山鹿市、山鹿市民の願いを込め、次世代育成支援行動計画の基本理念を継承し、本計画の基本理念を「～子どもの育ちは山鹿の希望～　子どもに夢を　子育てに温もりを」としました。子どもの健やかな成長と、子育てに喜びと生きがいを感じることが実現される社会を目指していきます。

○夢を語ること、それは、将来の夢実現に向けての第一歩

経済状況や企業経営を取り巻く厳しい環境の中、子育て家庭へ及ぼす影響も大きいものがあります。また、核家族化の進行、地域のつながりの希薄化により、子育ての負担感や孤立感が高まっている現状もあります。さらには、少子化により子どもの数の減少・兄弟姉妹の数の減少があり、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が少ないなど子どもの育ちも変化しています。

希望や夢を語り未来への展望が見えにくい状況の中だからこそ、行政・市民が一体となり、

夢を語りあえる環境を作り出していくことは、将来に明るい希望をともす光となるのではないでしょうか。今こそ、「子どもの育ちは山鹿の希望」という意識をみんなで共有できる山鹿市を目指します。

○子育てはみんなで（が）担うもの。子育てにやすらぎと温もりを

子育ては、保護者が第一義的責任を持つことを前提としつつも、社会が担うものという意識は定着しつつあります。子どもは様々な人たちと関わりながら、様々な経験を通して成長していきます。また、子育ての負担感・孤立感の軽減には、子育て家庭を取り巻く地域の関わりは不可欠です。

女性の就労支援においては、家庭の中での家事分担や、雇用主の子育て支援に対する意識が大きく影響していきます。子どもや子育ての価値を社会全体で共有し、それぞれの人がそれぞれの立場から子育てに参画することを楽しみ、子どもの成長の喜びを分かち合いたいものです。「山鹿で生まれてよかった」「山鹿で子育てをしてよかった」「山鹿で暮らしてよかった」と実感できる山鹿市を目指します。

２．基本目標

●基本理念のもと、本市の子ども・子育ての将来の姿を実現するための基本目標を以下のように設定します。（現次世代育成支援行動計画（後期計画）の基本目標を継承します。）

「子どもの育ちは山鹿の希望／子どもに夢を　子育てに温もりを」を基本理念に、「ここで生まれてよかった、ここで子どもを育ててよかった」と思えるまちを目指して、以下の3つを基本目標とします。

基本目標１　子ども・若者が希望を語り、夢を育てられる環境をつくります

◆次代の社会を担う子ども・若者が心身ともに健やかに育ち、自立した個人としての自己を確立していくために、子ども・若者が希望を語り、将来の夢を育むことのできるような取組を進めます。

基本目標２　地域の一人ひとりが子育てを温かく見守り支える体制を整えます

◆地域のすべての人々が、それぞれの立場から、子どもとその養育に第一義的責任を有する子育て家庭を温かく見守ります。また、身近な地域において、子どもと子育て家庭を支えることができるきめ細かな体制づくりを目指します。

基本目標３　みんながつながり、子ども・子育て支援の充実を図ります

◆家庭、学校、地域、職域などのみんなが連携して役割を果たすことで、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援の量を確保して、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現します。

３．主要施策の方向

●「山鹿市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を踏まえ、主要施策の今後のあり方を示します。

主要施策１　子育て家庭への支援の充実

◆教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の質の向上と量の確保、設備の充実を図るとともに、ニーズ量に見合う人材の確保を図ります。教諭や保育士の技術や技能の向上を図ります。また、多様なニーズに対応するため、「認定こども園」の整備を検討し保護者の選択肢を広げます。

◆子育て支援センター等拠点施設は「山鹿市定住自立圏形成方針」に基づき、子育て支援の総合的な役割を担う総合拠点 1 施設と、地域の身近なところで地域の特性に応じた子育て支援を行う地域拠点 5 施設（つどいの広場含む）を設置して、乳幼児から若者（おおむね 18 歳）を対象に関係機関と連携を図りながら子育て支援に取り組みます。

◆不定期な保育ニーズとして希望の多いファミリー・サポート・センター事業は、安心と温もりある子育て支援のひとつとして周知を行うとともに、会員登録の推進を図ります。

◆病児・病後児保育事業は、保護者の安心な就労支援としてニーズに見合う量・質の確保を図ります。

◆ショートステイ・トワイライトステイ事業は、子育て支援の一環として緊急時の対応も含めて事業を継続していくとともに、制度周知を図ります。

◆保護者の子育てに係る経済的負担の軽減に寄与するため、各種経済的支援を継続的に推進します。

◆「山鹿市子ども総合相談窓口」の構成員である家庭教育支援員や家庭相談員・保育相談員による、相談対応や講演の開催などを実施します。また、相談内容の多様化・複雑化に対応するため、関係機関・関係部所とのネットワークの構築を図ります。

◆個々の幼児・児童の体質に合わせた食事等への配慮のため、自園調理を原則とし、設備の充実や専門の人材の確保を図ります。

◆救急・夜間小児医療に対応できる体制を整えます。

主要施策２　親子の健やかな成長を応援します

◆妊娠～出産･育児のそれぞれのステージに応じて､相談事業の周知徹底を図るとともに、悩みや不安に応えられる公的な支援のあり方を検討し、保護者が子育てを楽しいと思える環境を整備します。

◆安全な妊娠や出産のための妊娠期、育児期の対処方法の検討など若年の妊婦・母親や育児不安の強い母親への支援の充実を図ります。

◆不妊治療、妊娠期での知識等の情報発信の充実を図ります。

◆母子保健の理念の普及や啓発、訪問や相談の一層の充実を図ります。

◆発達段階に合せた健康診査等を通した小児期の健康管理を推進します。

◆病気の早期発見等のため、定期健診の継続的な取組を進めます。

◆食物アレルギー対策等も含む食育を推進します。

◆幼・保・小・中・高等学校の連携を推進し、連続性のある子育て支援を構築していきます。

主要施策３　子どもの夢を育む遊びや学びの環境を整備します

◆子どもが山鹿の歴史や自然・人々に触れながら、心豊かに成長するために教育と福祉が連携して様々な取組を行います。

◆基礎的な学力養成を図り、子どもの「生きる力」を醸成します。

◆赤ちゃんふれあい交流事業を推進し、赤ちゃんや子育て中の親との交流を通して、結婚や出産、育児、命の尊さ等について考える機会をつくっていきます。

◆国際交流等を通して、世界に関心を持ち、広い視野を持った子どもを育てます。

◆いじめや少年非行等の問題行動や不登校に対応するための学校、家庭、地域等とのネットワークの形成を図ります。

◆子どもが積極的にスポーツや自然体験・菜園活動に親しむ環境を整備します。

◆地域に開かれた幼稚園・保育園・学校づくりを継続し、施設の開放や地域交流・世代間交流を通して地域の中で子どもの成長を見守り支える取組を推進します。

◆あらゆる機会を捉え、家庭教育の充実を図り、家庭の子育て力を向上させる取組を推進します。

◆「青少年育成市民会議」の活動等を通した青少年健全育成を推進します。

◆心身のバランスのとれた成長を促すための保健教育を推進します。

◆図書館や図書室、移動図書、街角ライブラリー等による図書環境の充実を図ります。

主要施策４　子育てと仕事の両立支援を推進します

◆保護者の就業形態の多様化など、保育ニーズに対応したきめ細かなサービスの充実を図ります。

◆企業に対して、働きながらでも子育てがしやすい環境づくりの要請やそのための支援等「ワーク・ライフ・バランス」を達成するための取組を進め、子育てをしながら就労している人が家族との時間を大切にできる職場環境づくりを推進します。

◆「育児休業制度」を母親、父親ともに利用できるよう、育児休業制度の定着等社会全体で支える環境整備を進めます。特に、父親に対する仕事と家庭生活のバランスがとれた働き方が選択できる環境整備を進めます。

◆企業等と連携し、父親が子育てに参加する意識を持つきっかけとなるようなイベントや講座を設け、父親の育児参加を促進します。

◆通常教育・保育事業の充実及び延長保育・一時預かり、病児・病後児保育など保護者の多様な教育・保育ニーズへの対応の充実を図ります。

◆山鹿市独自の放課後児童クラブのガイドラインを設け、体制の充実と質の向上を図ります。また、放課後児童クラブ等への障がい児受け入れや、配慮を要する児童への対応をよりよく行うため、職員の専門性の向上を目的とした研修への参加を促進します。

主要施策５　支援を必要とする子どもや子育て家庭への支援の充実

◆虐待やいじめを受けた子どもや、社会的養護を必要とする子ども、DV 被害の母子等への対応として、虐待・防止ネットワーク等の体制の充実を図ります。また、人権教育や講座等を通して、子どもの人権に対する意識を高める取組を推進します。

◆家庭児童相談室に家庭相談員を配置し、専門機関との連携を図りながら、家庭における適正な児童養育など､個々の家庭に対する子育て支援の充実を図ります。

◆ひとり親家庭の自立と子どもの健全育成のための多様な生活支援、子育てサービスの情報提供、相談体制の充実、制度の周知を図ります。

◆発達障がいを含む障がい児の健全な発達を支援し、社会全体が障がい児を温かく見守る環境づくりに取り組むとともに、多様なニーズに対応するための相談体制の充実を図ります。

◆特別支援を要する子どもの増加が予想されることから、小中学校や特別支援学校・療育機センター等と連携し、特別支援・障がい児保育の基幹となる幼稚園・保育園を設け、山鹿市の幼稚園・保育園をネットワーク化することにより山鹿市全体の就学前教育・保育を充実させていきます。

主要施策６　子どもや子育てにやさしい環境を整備します

◆地域の中で安心して子育てが営めるよう、子育てを応援するボランティアの養成や地域人材の活用、「子育て応援の店」「地域子育て見守り隊」の登録を推進し、地域ぐるみで子育てを見守り支える地域づくりを推進します。

◆防犯パトロール、講演会や街頭啓発及びキャンペーンに努め、青少年が健全に育ち非行がない明るい社会を築区とともに、防犯意識の向上を図ります。

◆幼児期からの交通安全意識の高揚を図るため、交通安全教室等の開催をします。

◆子どもや保護者にやさしい道路整備や街灯設置、安心・安全な公園の整備を進めます。

◆子育て家庭が安心して生活できる住宅の維持・管理への取組を進めます。

４．家庭・地域・学校・事業者・行政の役割

（１）家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭が子どもの基本的生活習慣の確立や人格形成等にとって重要な役割と責任を持っていることを認識する必要があります。

このことを踏まえ、子どもとのスキンシップやコミュニケーションを通して、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが必要です。

また、家庭では、男女が協力して子育てを進めることが大切であり、女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないようにしなければなりません。

（２）地域の役割

子どもにとって、地域は充実した健全な日常生活を営んでいく上で重要な場であり、子どもは地域との係わりの中で社会性を身につけ、成長していきます。

そのため、地域は、家庭環境、心身の障がいの有無等にかかわらず、すべての子どもが、地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう支援していくことが大切です。

また、地域全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすため、地域で活動しているさまざまな団体が、行政や市民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが重要です。

（３）事業者の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消し、働きやすい職場環境をつくることが大切です。

そのため、事業者・職場自体が、多様な働き方を選択できるような職場環境をつくるよう努めるとともに、働く人々がワークライフバランスの認識を深めることが重要です。

（４）行政の役割

行政は、子育て支援のための保健・医療・福祉、教育、労働、住宅、生活環境など多様な分野にわたる取組が必要であるため、関係部局間の連携を図り、総合的な施策の推進に努めます。

また、国、県、保健所、児童相談所等の関係機関とより一層の連携強化に努め、施策・事業等の計画的な推進を図って行きます。